様式第９号

制限付一般競争入札心得

１　入札書記載金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額に相当する金額を入札書に記載するものとする。

２　入札等

⑴　入札は、指定した様式を用いた入札書（様式第３号）を投函しなければならない。

⑵　入札参加者は代理人をして入札させるときは、その委任状（様式第10号）を持参させなければならない。

⑶　工事費内訳書は、第１回の入札において入札書と共に投函することとする。

⑷　郵便による入札は、認めない。

３　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

⑴　入札に参加する資格を有しない者のした入札

⑵　委任状（様式第10号）を持参しない代理人のした入札

⑶　指定した入札書様式又は工事費内訳書様式を用いない入札

⑷　入札参加者（代理人にあっては、代理人）の記名押印をしていない入札

⑸　入札書又は工事費内訳書の金額を訂正した入札

⑹　第１回の入札において、入札書と工事費内訳書の金額が一致しない入札

⑺　誤字・脱字等により必要事項が確認できない入札

⑻　明らかに連合によると認められる入札

⑼　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

⑽　設計書の閲覧をしない者・現場説明に参加しない者のした入札

⑾　その他入札に関する条件に違反した入札

４　入札の失格

次の各号のいずれかに該当する入札をした者は失格とし、当該事項に係る再度入札に参加することができない。

⑴　入札価格が最低制限価格に満たない入札

⑵　第１回の入札において、入札書若しくは工事費内訳書のみを提出した入札又は工事費内訳書に内訳の記載がない入札

５　入札の辞退

⑴　入札参加申請書（様式第２号）を提出した者は、正当な理由がある場合に限り、入札日の前日までに入札を辞退することができる。

⑵　入札参加申請書（様式第２号）を提出した者が入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

ア　入札日の前日までは、入札辞退届（様式任意）を総務管理課長に持参又は郵送して行う。

イ　入札執行中にあっては、原則として入札辞退届（様式任意）又はその旨を明記した入札書を入札執行者（入札の執行を宣言した者）に直接提出して行う。

⑶　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

6　公正な入札の確保

⑴　入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

⑵　入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

⑶　入札執行回数は３回を限度とするものとし、この限度内において落札予定者がいないときは入札を取り止める。